

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る行政処分要綱

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「手続法」という。）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分をいう。以下「行政処分」という。）を行う基準及び事務手続を明確にし、行政処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第 2 章 行政処分の基準等

(第一種特定製品の管理者が講ずるべき措置に係る命令)

第 3 条 東京都知事（以下「知事」という。）は、法第 18 条第 1 項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者が、同条第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

(第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収に係る命令)

第 4 条 知事は、法第 49 条第 1 項から第 7 項までの各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

(第一種フロン類充填回収業者の登録の取消等)

第 5 条 第一種フロン類充填回収業者に対する登録の取消し等行政処分の要件及び内容は、別表 1 のとおりとする。

第3章 行政処分の手続

(行政処分の手続)

第6条 行政処分の手続は、この要綱の規定によるほか、手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東京都規則第169号）の規定により行う。

(行政処分検討調書の作成)

第7条 行政処分の手続を開始しようとするときは、予定される行政処分の内容、根拠となる法令の条項、予定される行政処分の原因となる事実その他必要な事項を記載した調書（以下「行政処分検討調書」という。）を作成する。

(意見陳述)

第8条 行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法により、当該行政処分の名あて人となるべき者に意見陳述の機会を設ける。

- 一 登録の取消しに該当するときは、聴聞を行う。
- 二 前号に該当しないときは、弁明の機会を付与する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- 一 生活環境保全上の支障が現に生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。
- 二 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。
- 三 第一種フロン類充填回収業者が欠格要件に該当するに至った場合であって、当該欠格要件の該当の事実が裁判所の判決書その他の客観的な資料により直接証明されたとき。

(聴聞)

第9条 聴聞を行おうとするときは、聴聞の日の1週間前の日までに行政処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を聴聞通知書により通知する。

- 一 聴聞の件名
- 二 予定される行政処分内容及び根拠となる法令の条項
- 三 行政処分の原因となる事実
- 四 聴聞の期日及び場所
- 五 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地並びに事務担当者及び連絡先

2 前項の聴聞通知書においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できること。
- 二 聴聞の期日に出頭する代わりに、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出できること。
- 三 聴聞が終結するまでの間、当該行政処分の原因となる事実を証した行政処分検討調

書を閲覧できること。

四 手続法第 16 条の規定により代理人を選任できること。

五 聴聞の日に第 4 項の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）の許可を得て、補佐人とともに出頭できること。

六 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、当該期日までに陳述書又は証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結すること。

3 行政処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合は、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、聴聞の期日及び場所並びに同項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書をいつでもその者に公布する旨を東京都庁の掲示場に掲示することで行う。この場合は、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 聴聞は、環境局環境改善部計画課長（以下「計画課長」という。）が主宰する。ただし、計画課長が主宰できないときは、環境局環境改善部の副参事の職にある者のうち環境保安課長以外の副参事で計画課長の指名する者が主宰する。

5 主宰者は、第 1 項の通知を受けた者（第 3 項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）以外の者であって、当該行政処分に利害関係を有すると認められる者に対し、当該聴聞手続に参加することを求め、又は当該聴聞手続に参加することを許可することができる。

6 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結する。

7 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）を作成し、聴聞終結後、行政処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（以下「聴聞報告書」という。）を作成する。

8 主宰者は、当事者又は参加人の求めに応じ、聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧させる。

9 主宰者が必要と認めるときは、警察に協力を求める。

（弁明）

第 10 条 弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して行うものとする。

2 弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の 1 週間前の日までに、行政処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を交付して通知する。

一 弁明の件名

二 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項

三 行政処分の原因となる事実

四 弁明書の提出先及び提出期限

五 第 7 条に規定する行政処分検討調書を閲覧できること。

- 六 手続法第31条において準用する同法第16条の規定により代理人を選任できること。
- 七 提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなすこと。
- 八 その他必要な事項

3 行政処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、その者の氏名、弁明書の提出先及び提出期限並びに同項各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書をいつでも交付する旨を東京都庁の掲示場に掲示することで行う。この場合は、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

(行政処分の決定)

第11条 行政処分の決定に当たっては、聴聞調書及び聴聞報告書又は弁明書の内容を十分に考慮する。

(本人通知)

第12条 行政処分を行うことを決定したときは、当該行政処分の名あて人に対し、行政処分内容及び根拠となる法令の条項並びに処分要件に該当する原因となる事実を明記した行政処分通知書を交付する。

第4章 雑則

(行政処分事実の公表)

第13条 知事は、この要綱に基づき行政処分を行った場合は、その事実を公表する。

(関係行政機関への通知)

第14条 知事は、この要綱に基づき行政処分を行った場合は、関係する行政機関の長に対し、その旨を通知する。

(刑事告発)

第15条 この要綱に基づき行った行政処分に違反した者を認めたときは、その者を刑事告発するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

別表 1 第一種フロン類充填回収業者に対する行政処分の基準（第5条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 法第35条第1号に該当するとき。 （不正の手段による登録を受けたとして法第103条第2号の規定に該当したとき。）</p>	<p>登録取消し</p>
<p>2 法第35条第2号に該当するとき。 （第一種フロン類充填回収業者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が法第29条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき。）</p>	<p>① 登録基準に適合するまでの間の事業停止 ② 改善が不可能な場合は登録取消し</p>
<p>3 法第35条第3号に該当するとき。 （法第29条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。）</p>	<p>登録取消し</p>
<p>4 法第35条第4号に該当するとき。 （法若しくは法に基づく命令又は法に基づく処分に違反したとき。）</p>	
<p>① フロン類の製造、充填、回収、引取り、引渡し若しくは再生又は破壊に関する命令違反（法第104条第1号）</p>	<p>登録取消し</p>
<p>② 業務停止命令違反（法第103条第3号）</p>	
<p>③ 変更、廃業等届出義務違反（法第105条第1号又は第109条第2号）</p>	
<p>④ 記録義務違反（法第107条第1号）</p>	
<p>⑤ 無報告、報告拒否又は虚偽報告（法第107条第2号）</p>	<p>事業停止 30 日</p>
<p>⑥ 立入検査の拒否、妨害又は忌避（法第107条第3号）</p>	
<p>⑦ その他の違法行為</p>	<p>事業停止 10 日</p>